

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年10月17日付鳥取県告示第696号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宮尾 英治	鳥取市青谷町山田字戯獅谷541の3
〃	鳥取市青谷町山田字中山645
〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷719の19
〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷719の20
〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷719の26
青谷町中郷財産区	鳥取市青谷町山田字戯獅谷544の1
〃	鳥取市青谷町山田字戯獅谷544の2
〃	鳥取市青谷町山田字戯獅谷545
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居546
西川 重藏	鳥取市青谷町山田字鶴居548
高田 信義	鳥取市青谷町山田字鶴居549
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居550の1
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居553
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居554
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居555
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居556
高田鶴太郎	鳥取市青谷町山田字鶴居550
山根 熊藏	鳥取市青谷町山田字鶴居551
亀崎 弁吉	鳥取市青谷町山田字鶴居557の1
尾崎 千之	鳥取市青谷町山田字鶴居563の1
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居565の2

〃	鳥取市青谷町山田字鶴居566
〃	鳥取市青谷町山田字鶴居567
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷569の3
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷578
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷579の1
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷579の2
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷580
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷581
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷582
〃	鳥取市青谷町山田字六郎谷590
〃	鳥取市青谷町山田字富貴谷591
〃	鳥取市青谷町山田字富貴谷592
〃	鳥取市青谷町山田字富貴谷595
〃	鳥取市青谷町山田字瓢タン谷663の2
〃	鳥取市青谷町山田字横道728の1
〃	鳥取市青谷町山田字横道731
加藤 貞治	鳥取市青谷町山田字鶴居565の1
北尾浅次郎	鳥取市青谷町山田字六郎谷575の1
井上 喬子	鳥取市青谷町山田字六郎谷589
〃	鳥取市青谷町山田字登尾705の1
〃	鳥取市青谷町山田字登尾705の2
〃	鳥取市青谷町山田字登尾706の1
〃	鳥取市青谷町山田字登尾706の2
〃	鳥取市青谷町山田字登尾707
〃	鳥取市青谷町山田字登尾710の1
〃	鳥取市青谷町山田字登尾710の2
〃	鳥取市青谷町山田字登尾711
〃	鳥取市青谷町山田字登尾714
〃	鳥取市青谷町山田字登尾716

〃	鳥取市青谷町山田字登尾716の1
〃	鳥取市青谷町山田字横道725の1
〃	鳥取市青谷町山田字横道732
〃	鳥取市青谷町山田字横道735の1
福田 じつ	鳥取市青谷町山田字横道727
有限会社大石材木 店	鳥取市青谷町山田字富貴谷599の1
〃	鳥取市青谷町山田字富貴谷599の2
〃	鳥取市青谷町山田字富貴谷600の2
宮尾 忠蔵	鳥取市青谷町山田字中山644
加藤 辰次	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の1
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の2
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の3
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の5
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の6
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の7
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の8
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の9 (次の図に示す部分に限る。)
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿西平673の12
植田つた子	鳥取市青谷町山田字褒録谷720の2 (次の図に示す部分に限る。)
宮尾 善蔵	鳥取市青谷町山田字褒録谷721の1
〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷721の2
坂原國三郎	鳥取市青谷町青谷字瀧坂626
徳田竹次郎	鳥取市青谷町青谷字瀧坂629
坂原 シエ	鳥取市青谷町青谷字瀧坂629の1
専念寺	鳥取市青谷町青谷字瀧坂631の1
田島 謙光	鳥取市青谷町青谷字瀧坂631の2
尾崎 隼三	鳥取市青谷町山田字淡谿東平672の2
〃	鳥取市青谷町山田字淡谿東平672の3 (次の図に示す部分に限る。)
〃	鳥取市青谷町山田字大瀧689

〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷719の9
〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷719の11
〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷719の17
〃	鳥取市青谷町山田字褒録谷719の21
大西 雄可	鳥取市青谷町山根字上式田305
〃	鳥取市青谷町山根字上式田306
棚田 周蔵	鳥取市青谷町河原字勝負谷1008
房安 才蔵	鳥取市青谷町河原字勝負谷1009
房安幸次郎	鳥取市青谷町河原字勝負谷1023
長谷川勝治	鳥取市青谷町河原字家ノ奥907
長谷川歳治	〃
長谷川為五郎	〃
長谷川力松	鳥取市青谷町河原字西村327の4
尾崎 行洋	鳥取市青谷町八葉寺字家空山740の1
〃	鳥取市青谷町八葉寺字家空山740の5
〃	鳥取市青谷町八葉寺字家空山741の1
〃	鳥取市青谷町八葉寺字家空山741の3
〃	鳥取市青谷町八葉寺字家空山742
〃	鳥取市青谷町八葉寺字家空山742の1
伊藤利喜夫	鳥取市青谷町亀尻字下家空525
大田 雅安	鳥取市青谷町田原谷字西溝451

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

塩 繁雄	鳥取市青谷町山根字地堂193の1
〃	鳥取市青谷町山根字地堂212
岡田 利子	鳥取市青谷町山根字地堂193の5
日置財産区	鳥取市青谷町山根字地堂209
〃	鳥取市青谷町山根字地堂210
〃	鳥取市青谷町山根字地堂211
木村 通宏	鳥取市青谷町善田字西谷101の2
〃	鳥取市青谷町善田字西山396
〃	鳥取市青谷町善田字西山400
房安 喜八	鳥取市青谷町河原字上河原764の4
房安 萬輔	鳥取市青谷町河原字上河原765
〃	鳥取市青谷町河原字上河原766
房安 藤蔵	鳥取市青谷町河原字上河原767の3
濱崎 鹿蔵	鳥取市青谷町青谷字赤尾坂5111
山本民三郎	〃
濱崎 愛治	鳥取市青谷町青谷字赤尾坂5112
〃	鳥取市青谷町山根字赤尾坂5118
〃	鳥取市青谷町山根字赤尾坂5119の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林
保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課